[有機溶剤取扱い業務従事者特別教育カリキュラム]

＜対象者＞
有機溶剤はシンナーとも呼ばれ、職場では吹付け塗装作業や部品洗浄作業等、幅広く使用されています。
各産業・職場で多用されている有機溶剤は、その有害性を知らずに取扱い・呼吸等により体内に吸収されることで、急性中毒やガンによる死亡災害が発生しております。従いまして当該作業従事者が対象となります。

＜根拠法令＞
労働安全衛生法では５４種が有機溶剤として規定されており、
有機溶剤業務従事者には特別教育に準じた「労働衛生教育」を推進することとされています（基発第３３７号）

＜カリキュラム＞：13時開講・18時閉講（途中10分単位休憩3回）

講習内容	１．有機溶剤による疾病及び健康管理	１．０時間
	２．作業環境管理	２．０時間
	３．保護具の使用方法	１．０時間
	４．関係法令	０．５時間
	合計	４．５時間